

積算方法

(1) 補正係数

週休2日（4週8休以上）の確保に取り組む工事について、対象期間中の現場閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

	農業農村整備事業		森林整備保全事業	
	現場閉所	交替制	現場閉所	交替制
労務費	1.02	1.02	1.05	1.05
機械経費（賃料）	1.02		1.04	
共通仮設費（率分）	1.02		1.04	
現場管理費（率分）	1.05	1.01	1.06	1.03

※宮繕工事 労務費 1.05 その他補正なし

(2) 補正方法

○ 労 務 費 = 労務費合計 × 週休2日補正係数

○ 機 械 経 費(賃料) = 機械経費(賃料)合計 × 週休2日補正係数

○ 共通仮設費(率分) = 対象金額 × 共通仮設費率 × 施工地域を考慮した補正係数 × 週休2日補正係数

○ 現場管理費(率分) = 対象金額 × 現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数 × 週休2日補正係数

(3) 労務補正対象業種

労務補正対象業種一覧(別紙1)参照

(4) 市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の補正

市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日(4週8休以上)の積算に当たっては、次のとおり農業農村整備事業は農林水産省、森林整備保全事業は林野庁の基準により補正係数を乗じるものとする。

農業農村整備事業:「工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について」(平成30年7月12日付け30農振第1316号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知(令和6年3月28日一部改正))

森林整備保全事業:「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」(令和元年6月20日付け元林整計第65号林野庁森林整備部計画課長通知(令和6年4月9日一部改正))

労務補正対象職種一覧

○補正対象は、公共工事設計労務単価(51種)および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工であり、それ以外の労務単価は補正対象となりません。

番号	職種名
1	特殊作業員
2	普通作業員
3	軽作業員
4	造園工
5	法面工
6	とび工
7	石工
8	ブロック工
9	電工
10	鉄筋工
11	鉄骨工
12	塗装工
13	溶接工
14	運転手(特殊)
15	運転手(一般)
16	潜かん工
17	潜かん世話役
18	さく岩工
19	トンネル特殊工
20	トンネル作業員
21	トンネル世話役
22	橋梁特殊工
23	橋梁塗装工
24	橋梁世話役
25	土木一般世話役
26	高級船員(船団長)(※)港湾5職種
27	普通船員 (※)港湾5職種
28	潜水土(潜水世話役)(※)港湾5職種
29	潜水連絡員 (※)港湾5職種
30	潜水送気員 (※)港湾5職種

番号	職種名
31	山林砂防工
32	軌道工
33	型枠工
34	大工
35	左官
36	配管工
37	はつり工
38	防水工
39	板金工
40	タイル工
41	サッシ工
42	屋根ふき工
43	内装工
44	ガラス工
45	建具工
46	ダクト工
47	保温工
48	建築ブロック工
49	設備機械工(営繕)
50	交通誘導警備員A
51	交通誘導警備員B
52	電気通信技術者
53	電気通信技術員
54	機械設備据付工